

Net 119 緊急通報システム登録規約

豊田市消防本部（以下「当消防本部」という。）提供するNet 119 緊急通報システム（以下「Net 119」という。）を利用される前に、当規約を必ずお読み頂き、すべての内容に同意された場合に限り、利用することができます。

1 サービスの内容

- (1) Net 119は、聴覚や発話の障がい等によって音声通話が困難である方が携帯電話やスマートフォンのWeb（インターネット）機能を通して、簡単な画面操作で119番通報を行うことができる無料の行政サービスです。
- (2) 利用対象者は、聴覚、音声、言語又はそしゃく機能の低下等によって音声で119番通報をすることが困難な方、その他の理由により、音声による119番通報が困難又は困難になる恐れのある方です。
- (3) Net 119は、日本国内において日本語にのみ対応しています。

2 Net 119に利用登録される方（以下「登録者」という。）の情報（以下「登録者情報」という。）について

- (1) 登録者情報は、必須情報（氏名・生年月日・住所・メールアドレス）と任意情報（緊急連絡先・病歴等）があります。また、通報画面等に入力される通報内容及び通報位置の情報等は、Net 119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、当消防本部及びコンピュータシステムの運用保守を行う事業者（以下「システム事業者」という。）がアクセスすることがあります。
- (2) 前項の情報は、Net 119に関連する事務を担う関係機関（当消防本部・豊田市役所福祉部局・医療機関等）のほか、消防救急活動に必要と認められる範囲でその他の関係機関（行政機関・医療機関・警察等）に通知されます。
- (3) 通報時に記録される登録者情報、通報内容及び通信履歴は、退会等に伴う登録抹消の後においても、Net 119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- (4) 個人情報の訂正、削除等のお問い合わせは、当消防本部までご連絡ください（登録者をご自身の個人情報の削除を別途請求した場合であっても、システムのバックアップとして保存された情報は、請求から削除までに最長1か月間程度を要します。）。

3 携帯電話やスマートフォンについて

- (1) 登録者がNet 119を利用するには、インターネット接続機能、電子メール機能及び測位機能（位置情報を取得する機能）を使うことができる携帯電話やスマートフォン（以下「通報端末」という。）が必要です。これらの機能にかかる料金（パケット通信料等）は、登録者が負担してください。
- (2) Net 119の利用において、登録者が平文（情報の内容を他人に判読されないための加工がなされていないデータ）の方式を選択して通信を行う場合（※）、通信内容が第三者から傍受される恐れがあります。※次に掲げる暗号通信の要件を満たさない通報端末による登録者情報の通信は、平文による通信方式が選択されます。

ア プロトコル：TLS 1.0以降（SSLは認めない）

イ サーバー証明書のハッシュアルゴリズム：SHA-2

- (3) 迷惑メール対策等のため、通報端末に受信拒否（ドメイン指定等）が設定されている場合は、当消防本部が送信するメールが受信できるように、設定を変更してください（操作方法は、電話会社にご相談ください。）。
- (4) 測位機能が無効に設定されている通報端末では、通報を行うことができないため、測位機能の設定を有効にしてください（操作方法は、電話会社にご相談ください。）。
- (5) Net 119が備える練習通報の機能を使用して、通報端末がNet 119の利用条件を満たしていること（正常に通報できること。）及び操作の方法を必要により確認してください。

4 利用登録に関する注意事項

- (1) 登録後に、通報端末の機種変更又は登録者情報の変更が生じた場合は、速やかに変更申請を行ってください（変更申請を行わないと、当消防本部の適切な対応を受けられません。）。なお、機種変更に伴う変更申請の後には、変更前の通報端末によるNet 119の利用はできません。
- (2) Net 119の利用意思を確認するために、当消防本部から登録者宛にメールを送信しますので案内されたURLを表示して利用登録の有効期限を更新してください。利用登録の有効期限が更新されず、利用継続意思が確認できない場合には、利用登録を抹消することがあります。
- (3) 登録者別に発行される通報URLは、個人を認証する情報にあたりますので、他人には知らせないでください。

5 通報に関する注意事項

- (1) 音声通話による119番通報が可能な方が近くにいる場合は、Net 119を利用せず、音声通話による119番通報を依頼してください。
- (2) Net 119は、コンピュータシステムを使用して提供されます。そのため、システムの保守点検や不具合等のやむを得ない事由によりシステムが停止する場合があります。この場合、Net 119が利用できなくなります。
- (3) Net 119は無線通信網を使用するため、トンネルや地下、建物内の電波が届き難い所、通信網のエリア外等においてNet 119が利用できない場所があります。
- (4) 何らかの理由によりNet 119による通報を行うことができない場合には、Net 119以外の手段で119番通報を行ってください。
- (5) Net 119通報後に、当消防本部からチャット機能による通報内容等の確認連絡を行うことがあります。隊員が到着するまで通報端末の電源を切らないでください。
- (6) 外出先から通報した場合、通報した位置が特定されないと適切な対応を受けることができません。通報端末のGPS等による測位機能では、正しい位置情報が得られないことがありますので、その場合は、通報した位置を修正する操作を行ってください。

6 当消防本部の管轄外地域からの通報

- (1) 通報地点から管轄する消防機関を検索するため、当消防本部とは別の消防（以下「他消防」という。）が検索される場合があります。その場合、当消防本部のNet 119と互換接続されている緊急サービス（以下「相互接続サービス」という。）が他消防に導入されている場合は、他消防が通報を受信します。
- (2) 相互接続サービスを通じて他消防が通報を受信した場合は、他消防に登録者情報が提供されます。

7 Net 119の利用にあたって次の行為を行わないでください。いずれかに該当する行為

を登録者がした場合、当消防本部は、登録者の承諾なしに、当該登録者による利用制限又は停止（利用登録の抹消を含みます。）の措置をとる場合があります。

- (1) 悪戯・妨害等、Net 119の目的に反する方法でNet 119を利用する行為
- (2) 他人の財産又は人格的利益を侵害する情報（偽りその他不正の手段により取得された個人情報を含みます。）を入力する行為
- (3) Net 119のサーバー等に過大な負荷を与えること、Net 119の全部又は一部を複製・加工・転記等を行うこと、Net 119を利用した商行為、その他システム事業者の権利を侵害する行為
- (4) 公序良俗に違反する行為、他人に不利益を与える行為、犯罪に結びつく行為（その恐れのある行為を含みます。）、法令に違反する行為又は法令を違反する恐れのある行為
- (5) その他、当消防本部又はシステム事業者が不適切と判断する行為

8 コンピュータシステムについて

- (1) システムに関するお問い合わせは、当消防本部にご連絡ください。ただし、通報端末本体の操作、Net 119以外のソフトウェアの使用方法は案内できません。
- (2) Net 119に関する著作権その他の知的財産権は、システム事業者及びシステム事業者の利用許諾する第三者に帰属します。
- (3) Net 119の利用にあたって地図データの供給者が定める利用許諾条件（Net 119の画面に提示する規約）に従ってください。
- (4) Net 119は、次の事項を保証していません。
 - ア システムに搭載される地図等のデータが、完全に正確であること及び実際の内容と合致すること。
 - イ Net 119が、当消防本部が定めた仕様を満たさない機器で正常に作動すること。
 - ウ Net 119が、当消防本部が定めた仕様を超えた事項を提供すること。
- (5) Net 119は、次の場合にサービスを停止する場合があります。
 - ア システムの保守のための計画的停止
 - イ 次の各号の事項により、システムの運用がやむを得ず困難となった場合の非常停止
 - (ア) 脆弱性等の問題解決のため緊急にソフトウェアの更新を行う場合
 - (イ) DDoS攻撃等の第三者による加害行為
 - (ウ) 通信回線の役務を提供する電気通信事業者による当該回線に係る電気通信業務の緊急停止
 - (エ) 天変地異（戦争・テロ行為・騒乱・暴動・致命的な伝染病の流行を含みます。）等の非常事態
 - (オ) その他システム保守上の緊急事態
- (6) 登録者の生命・身体に関する損害については、Net 119に因る場合でも、システム事業者は責めを負いません。

9 利用条件の変更

- (1) Net 119は、当消防本部の判断でサービスの変更を行う場合又は終了する場合があります。
- (2) 当規約の内容は、当消防本部の判断で変更する場合があります。この場合、Net 119の案内サイトに掲載した時点から、変更後の内容がご利用条件になります。

以上